



基労補発第1221006号

平成18年12月21日

財団法人 労災保険情報センター

専務理事 菊入 閲 雄 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災保険における看護料算定基準の一部改正に伴う留意点について

標記について、別添により都道府県労働基準部長あて通知しましたので、貴  
地方事務所に対する周知徹底及び点検等に遺漏のないようお願いします。

---



基勞補発第1221005号  
平成18年12月21日

日本医師会常任理事  
石井 正三 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長

労災保険における看護料算定基準の一部改正に伴う  
実施上の留意事項について

標記につきましては、別添のとおり都道府県労働局労働基準部長あて通知いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知につきまして特段の配慮をお願いいたします。

基勞補発第1221004号

平成18年12月21日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長  
( 契 印 省 略 )

労災保険における看護料算定基準の一部改正に伴う  
実施上の留意事項について

労災保険における看護料算定基準については、平成18年12月21日付け基発第1221006号「労災保険における看護料算定基準の一部改正について」により通知されたところであるが、この運用に当たっては下記事項に十分留意の上、その取扱いに遺漏のないよう留意されたい。

#### 記

##### 1 労災付添看護について

平成18年12月21日付け基発第1221003号「労災保険における看護給付の取扱いの一部改正について」により、労災保険における看護の給付の取扱いにおいて労災付添看護が削除されたことに伴い、別表「労災保険における看護料算定基準」より削除したものであること。

##### 2 別表「労災保険における看護料算定基準」について

地域区分については、人事院規則9-49「調整手当」が「地域手当」に改められたことに伴い、地域区分を「1級地から5級地」、「6級地」、「その他の地域」に変更したものであること。